

安全・安心ワーキング・グループにおける検討状況

➤ **基本的な方針**

- ・ 基本計画全体を通して、女性の抱える問題と男性の抱える問題の相互の関連性を見えるようにすることが重要。個別の施策で一方の性のことしか書いていなくても、全体のトーンや構成の中でその関係性を強調していけば、一方の性にしか触れていないところでも、もう一方の性との関係性をイメージしながら具体的な策を打ち出していける。
- ・ ジェンダー平等や男女共同参画の推進を今後更に推進するためには、それらが男性の利益を奪うものではなく、男性の生活の質を高めるものでもあるという側面を強調していくことが重要。
- ・ 男性の中での多様性にも着目する必要。いわゆる弱者に当たる男性に対し、保護や支援が行き届きにくい現状がある。男性のDVや性暴力被害者への相談支援の拡充や男性の社会的孤立に対する居場所づくり、相談体制の整備等も重要。
- ・ インターセクショナリティの分野では、二重のマイノリティ性を抱えた人たちの二重の差別、二重の困難ということが言われるが、見えないところで様々な困難を抱えた人たちがいる。本当に支援を必要としている層に支援が届くような政策の方向性を考える必要がある。
- ・ 相対的貧困の改善はSDGsの目標となっているが、日本では特に高齢者について、なかなか改善が実現されていない。貧困の問題は各論ではなく、すべての政策の根幹にあるものなので、その点を含めて考えていくべき。

➤ **女性に対するあらゆる暴力の根絶****(分野名について)**

- ・ 性(的)暴力とジェンダーに基づく暴力、というような表現であれば、男性や性的マイノリティの視点もカバーできているのではないか。暴力の性質そのものはジェンダーによるパワーの差が大きいため「ジェンダー」という言葉は外せないのではないか。
- ・ 女性に対する暴力というのはメディア等でも取り上げられ耳なじみがあり、内容的には頭に浮かびやすい。他方で、ジェンダーに基づく暴力は中立的な印象はあるが、一般的にはなじみがなく、ぼやけてしまうという危惧がある。未だに女性の被害が多いこと等を併記するか、文章中で補足するかの必要があるのではないか。

(施策等について)

- ・ 性暴力への対策については、刑法、こども性暴力防止法など、かなり広い範囲をカバーできるようになり、法律ができただけでは志半ばであり、一層の国民への啓発と、司法関係者の意識改革が必要。
- ・ DVや性暴力の相談支援にあたる人の待遇改善が急務。善意やボランティアに依存し、かつ高齢化が進む状況にある。持続的な相談支援体制のため、若い世代が従事する職業として成り立つようにする必要がある。支援者の安心の確保や、低い賃金水準の改善等が必要ではないか。
- ・ DVや性暴力の男性の被害者の相談に対応できるよう、男性相談員の養成やシェルター等での男性の受入れ等の体制整備も重要。男性の生きづらさに寄り添う視点を持ち、加害・被害の双方のことを理解し、バランスを持って対応できることが理想。
- ・ 加害者の中にもやめたくてもやめられない人はいる。そのような人たちが加害者更正のプログラムにつながるができる仕組みが重要である。
- ・ DVや性暴力の対応に当たり得る人への研修が重要である。教員、医師、司法関係者等の養成課程からジェ

ンダーや性暴力に関する学びを取り入れる必要があるほか、DVや性被害に遭った在外邦人等への対応のため、関係者への研修も必要。また、医療関係者の中で、薬剤師も重要な役割を担っているため、研修対象に含めることが望ましいのではないかと。

- ・ 幼児期から大人に至るまでの各年代への教育啓発等の推進も必要。「生命（いのち）の安全教育」について、内容面の充実を図るとともに、更なる普及のための実効的な手段を検討することが重要。

※上記のほか、第3回WG（令和7年4月30日開催）において、第126回女性に対する暴力に関する専門調査会（令和7年4月11日）における議論（別紙参考参照）も報告されている。

➤ 貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

（様々な困難を抱える女性）

- ・ 今後は、夫婦と子どもから成る世帯よりも高齢者の単身世帯の割合が増えていくこととなり、高齢男性の社会的孤立、高齢女性の貧困の問題が生じてくる。特に高齢女性の貧困は、現役世代の所得や就労時間の長さ等、現役時代の男女の働き方の違いが反映されている。男性を主な稼ぎ手としてきた働き方や制度設計による影響であり、支え合う社会をどのように作っていくかが課題。
- ・ 身寄りのない高齢者に対する施策等、今現在困っている高齢者についての記載も含めると良い。
- ・ 高齢期の女性の貧困、中年女性が抱える課題等、女性支援新法で支援の対象となるような女性が抱えている困難について、実態の把握をするための調査等を行ってほしい。
- ・ 女性の単身世帯で氷河期世代も、対策が必要なレベルで困難な状況にあると考えている。世の中でいう活躍や、出産・育児をしていないという自己肯定感の低さ等から公的機関への相談を躊躇する。介護や子育てというきっかけがないと、公的機関や支援とつながりにくい。
- ・ 女性支援新法の支援対象は、DV等だけではなく、経済的な困窮等も含まれ、全ての女性が利用できる制度であることを更に周知する必要がある。
- ・ 女性相談支援員について、市・区への配置率等支援の実施体制の確立に関する施策が必要。

（支援対象・支援内容等）

- ・ 仕事と子育ての両立支援を進めてきているが、未婚の女性の困難にも目を向ける必要がある。また、子どもが成人した後のシングルマザーの貧困率の高さを見れば、ひとり親世帯の貧困について、これまでの子育て中心の支援のみならず、女性そのものの貧困に対する支援という視点も重要。他方で、父子世帯については地域のつながりが弱いなど別の課題も抱えていると思われ、その観点の対策も必要。男女共同参画基本計画では、ひとり親世帯への支援等の施策は多いが、その対象を少し広げていただきたい。
- ・ 日本の社会保障には住まいの関連が含まれていない。家の確保や家を確保した後の居住支援も含め、住まいに係る支援についても考えていくべきではないか。
- ・ 支援に当たっては、経済的困窮や就労支援に関する相談窓口やDV相談窓口など、どの相談窓口が入り口となった場合でも各担当が連携できることが重要。経済的困窮に関しては住宅セーフティネット制度における相談支援等も考えられるのではないかと。

（定住外国人）

- ・ 定住外国人については、速いペースで増加していく見込み。今後増えていく定住外国人については、内的多様性も大きいことから、エビデンスの整備とそれに基づいた政策立案が重要になると思われる。
- ・ 移住外国人は、緩やかな社会的統合が進みつつある状況と言えるが、移住ルートやライフステージ、階層的地位により移民女性の交差性は大きく異なる。現状、労働市場におけるジェンダー・ギャップは日本人男女間よりも外国人男女間の方が小さい傾向があるが、困難を抱えている外国人女性がいらないことを示すものではない点に十分留意する必要がある。

➤ 防災・復興における男女共同参画の推進

- ・ 意思決定の場に女性が少ないことで、女性のニーズが認識されずに、女性が被災地や復興の過程で困難に直面している。意思決定の場への女性の参画拡大に取り組む意義を伝えていくことが重要。
- ・ 単に防災会議の委員の女性比率を上げれば良いのではなく、防災や福祉、男女共同参画等の関係部署間など、行政内部の連携をとる等、被災や復興の過程にジェンダーダイバーシティの視点が含まれることが重要であり、評価指標を工夫することもあり得るのではないかな。
- ・ 自治会頼みではなく、NPO 団体等とも協働し、地域づくりの中で、ジェンダーや多様性の観点を、持続可能性や防災の観点と結びつけていくことが重要。
- ・ 地域防災計画に発災時の男女共同参画センター等の役割を記載するよう促したほうが良いのではないかな。
- ・ 消防大学校や防災スペシャリスト養成研修等の防災に携わる人材の養成過程で、男女共同参画の視点からの防災に関する研修機会を確保することも必要。
- ・ 能登半島地震で女性職員の派遣が進まなかった背景には、救援者が過酷な状況に置かれていたことも一因。救援者が悲惨な状況にあると、被災者の生活もその水準までしか改善されないため、そもそもの災害救援の在り方や質も考えていくべき。
- ・ 防災において、障害のある女性や外国にルーツのある女性等のインターセクショナル리티の視点も考慮すべき。
- ・ 災害時の課題は、社会の平常時の課題を大きく顕在化させることを念頭に、災害対策を通して平常時の課題を改善していくことが重要。

➤ 他のWGに関連する事項

(基本構想ワーキング・グループ)

- ・ 男女共同参画センター等における相談員について、高いスキルを持ちながら、法的根拠のない中で非常勤等で相談対応を任されている状況で、生活が安定しないという困難を抱えている。そうした点も何か盛り込めると良い。
- ・ メディアや IT 業界における女性割合の低さが顕著であり、人権尊重意識を高めていくためにも、男女の数的不平等は喫緊の課題。これは、理数系・理工系の進学率について女性比率がそもそも非常に少ないという背景もある。
- ・ 学術分野や研究機関での女性研究者の採用・登用推進に関する事項を抜けないように検討していただきたい。また、大学や研究機関の男女共同参画推進室等、ダイバーシティやジェンダー平等を推進していく人たちの雇用が不安定な状況では、女性研究者の支援等も十分にできないため、学術分野等でジェンダー平等を推進する人材の雇用の安定化についても検討していただきたい。
- ・ 「共育て」という言葉について、こどもを持たない方の当事者性が薄くなるという懸念も理解するが、父や母のみが共に育てるのではなく、周りの人々や社会も含めて「共に」育てるというコンセプトに広げられたら良い言葉だと感じる。

(人材・地域・意識ワーキング・グループ)

- ・ AI は様々な領域で仕事や生活をサポートしてくれる非常に有用なテクノロジーであるが、生成 AI が学習しているデータセットに性差別的・人種差別的な学習データが使用されていることが報告されており、生成 AI を活用していく際にはどのようなデータを学習した上で AI が働いているかに留意する必要がある。
- ・ デジタル空間での嫌がらせ、ヘイトスピーチ、ディープフェイクなど、テクノロジーによる負の影響はこれから深刻な議論になっていくと思う。

【参考】「第126回女性に対する暴力に関する専門調査会」(令和7年4月11日)における主な意見

[分野全体について]

- ・ここ数年で、様々な法律が改正され、新たな法律も作られた。社会の変化も感じられるが、未だに非常に厚い偏見の壁が残っており、支援者や被害当事者へのバッシングも見られる。粘り強い取組によって社会を変えていくことが必要。
- ・第5次基本計画の様々な法改正について、今後は、その運用の検証を行い、必要があれば更に改正を行うというサイクルを確立していくことが必要。そのためには、ジェンダー統計の収集・公表が重要。
- ・司法分野の統計など、性別集計を行って、性別による加害・被害の状況の把握・公表をすべき。
- ・全国のどこでも高いレベルの支援を受けられるよう、被害者への支援の強化と標準化が重要。官民の支援員の待遇を改善し、それが職業として成り立つような社会を目指すべき。
- ・低予算での支援体制は限界にきている。専門性が高い支援を、安定して恒常的に提供できる体制の構築していくことが必要。
- ・自治体の男女共同参画所管部署とワンストップ支援センターや配偶者暴力相談支援センターを所管する部署とが異なる場合があり、国からの通知が共有されていないことがある。国から自治体の庁内での連携を促してほしい。
- ・暴力の背景には女性に対する差別があることを明確に示すことが必要。
- ・新たな形態の暴力としてオンラインの暴力・ハラスメントが苛酷化している。「オンラインバイオレンス」という語を用いて、取組を進めるべき。
- ・「ビジネスと人権」の視点について事務局から説明があったことは歓迎したい。国際的ルールを日本のルールにしていくことを促進するため、ILO190号条約やイスタンブール条約等の批准に向けて取り組むことを記載してほしい。

[広報啓発・教育]

- ・広報啓発や教育が非常に重要であり、改めてしっかりと取り組むべき。
- ・加害者と被害者の認識が異なることが多い。暴力に当たる行為についての共通認識ができていないため、加害者側への働き掛けや教育を進めて行く必要がある。
- ・被害者に対策を求めるような呼び掛けをよく目にするが、暴力を容認しない社会基盤の形成のため、「被害の撲滅」ではなく「加害の撲滅」という視点での表現に改めていくべき。
- ・傍観者(第三者)を、行動する第三者(アクティブバイスタンダー)にしていくような啓発が重要。
- ・制度や相談窓口を形だけ整えるのではなく、長年にわたって作り上げられた社会全体にある無意識の偏見、組織内の空気等をなくすことに真剣に取り組むことが必要。
- ・「生命(いのち)の安全教育」の教材にジェンダーについての理解の視点を盛り込むべき。また、保護者や身近な大人も学ぶことができる教材もあるとよい。

[DV対策関係]

- ・被害の認識が持てないことが多くあるため、どのようなことが精神的な暴力に該当するのか、周知していく必要がある。被害者が行政と関わったときに、行政の職員の側から、DVに当たることを情報提供し、避難するという選択肢も伝えられるような枠組みも必要ではないか。
- ・保護命令の利用が増えていくよう申立ての支援が必要。利用が増えなければ、改正DV防止法の附則の施行3年後の検討規定を踏まえ、更なる改正に向けた議論も進めていくことが必要。
- ・加害の意識のない加害者から、被害者を支援する者や行政に対する攻撃のリスクが高まることも予想される。組織として被害者支援に携わる者を守っていく必要があるのではないか。

- ・配偶者等への暴力に関し、裁判官を含む司法関係者への研修を充実することが必要。また、裁判所の人員拡充も必要。
- ・被害者と加害者の関係性や年齢等に着目した支援の在り方の検討が必要。
- ・男性が家事・育児を分担するようになったことで、「こんなに家事・育児をしているのに」という新しいパワーによるコントロールが生じてきている。こうした新たな問題にも目を向ける必要がある。
- ・加害者プログラムを全都道府県で1か所程度は行える仕組みが必要。
- ・加害者プログラムの実施に関する数値目標の設定や、DV防止法に基づく都道府県計画等に加害者対策を盛り込むことを促すことが必要。
- ・DVによる殺人事件の検証を行っていただきたい。
- ・シェルターで保護してもらい以外の選択肢が乏しい。DV被害者への住居に関する支援に取り組んでいただきたい。
- ・DVの子への影響は深刻。国民への情報提供を行っていただきたい。
- ・在外邦人のDV被害への対策も必要。

[性犯罪・性暴力対策関係]

- ・性犯罪については重要な法改正が行われた。これは十分に評価すべき。
- ・意思に反する性行為は犯罪であること、地位や権力を利用した性的関係が被害者の自由な意思決定を阻害する場合はそれが性犯罪を構成することを十分に社会全体に周知すること、学校で教育することが重要。
- ・捜査関係者、司法関係者に対し、性犯罪の実態や被害者の心身の状況についての十分な情報を得るための研修の機会を更に整備することが肝要。
- ・「性的同意」についての啓発は非常に重要。
- ・被害を早期に申告できるような社会の空気の醸成も重要。
- ・性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターについては、医療機関や教育委員会、女性相談支援センター等との連携が重要であり、被害者支援の充実のため、引き続き体制強化に取り組む必要がある。
- ・こどもへの性暴力対応について関係機関の連携が実装されるような取組を検討すべき。代表者聴取について、地方において、検察、児相等の連携を進めることには限界がある。国（検察庁）の側から、地方のリソースにアクセスして、ネットワークを作るように、現場に働きかけるなどの取組を求めたい。
- ・いじめの重大事態の中で性暴力が生じている場合、どのように扱われているか情報収集していただきたい。

[ハラスメント対策関係]

- ・セクシュアルハラスメント対策の全体的なレベルの引上げが必要。
- ・セクシュアルハラスメントは犯罪になり得るものであるというメッセージを打ち出すことが重要。
- ・企業、団体、学校には、ハラスメントの対策として、被害・加害の2つの軸だけではなく、傍観者にならないようにし、心理的に安全な組織をどう作っていくかという取組が必要。
- ・大学における性暴力やハラスメントに関しても教育職員性暴力等防止法と同様の法制度が必要ではないか。また、アカデミックハラスメントについては私立大学の統計がないなど、状況が分からない部分があるため、大学における性暴力・ハラスメントの全国調査を行うべき。

[その他（分野横断的な御意見等）]

- ・社会全体にある無意識の偏見に真剣に取り組む必要がある。こどもの頃から、ジェンダーや性に関する正しい知識を身に付けられるよう取り組むことが必要。
- ・性的DVや性暴力の被害から妊娠につながらないようにする選択肢を示し、支援することが必要。緊急避妊薬の薬局販売だけを推進しては、人権を守ることにならない。健康分野に、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて記載されているが、背景に暴力があるのだという視点が必要。

- ・男性にどのように当事者として男女共同参画やジェンダー平等社会に貢献してもらうかは重要な視点。次の基本計画では、計画の随所にそのような視点を書き込むことができれば良い。
- ・男性相談をどのように位置付けるかを検討する必要がある。女性の抱える問題や深刻さとは異なるかもしれないが困難を抱えた男性は存在しており、そうした困難を相談員等が適切に認識できるようにすることが重要。また、男性相談の中には、何とかしたい加害者からの相談もあり、そうした相談に対する窓口を開いておくことも重要。全国に約130カ所の男性相談窓口があるが、相談員への研修が必要。